

後期高齢者医療保険 被保険者(※1)の皆さんへ



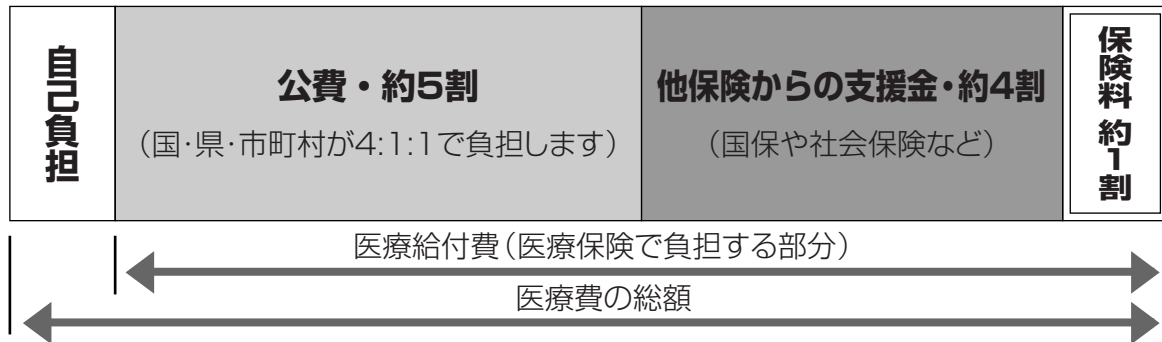
(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

後期高齢者医療制度の令和5年度の保険料率

被保険者均等割額	所得割率
55,500円	10.50%

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

なお、令和5年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月中旬に通知する予定です。保険料は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。



後期高齢者医療保険料 均等割額軽減に係る基準額が変わります

所得の低い方については、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減される制度があります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の所得要件が変更になります。

均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行	改正後
7割	43万円+10万円 ×(給与・年金所得者の数-1)以下	改正なし(左記と同じ)
5割	43万円+(被保険者数×28.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×29万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下
2割	43万円+(被保険者数×52万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×53.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下

※令和5年度以降分の保険料について適用。令和4年度以前分の保険料については、なお従前の例による。

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合
本庁 住民課 国保係
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎088-821-4526
☎43-2800
☎55-3112